

平成 14 年度 第 4 回地権者懇談会のご報告



去る 2 月 7 日・8 日、市内 2 箇所で開催しました。

今回は第 3 回懇談会時に実施したアンケート結果に基づき、より多くの地権者に参加していただけるよう、「駐車場の広い会場」、「土曜日の夜間開催」等の意見を取り入れて行いました。

懇談会では、「返還後に考えられる土地活用方法」を中心に説明を行いました。

Q) 天久の新都心ではどのような土地活用方法がとられたのか。また、それについてのメリット、デメリットがあれば教えていただきたい。

土地活用方法については、一般的に自己建設と事業受託の 2 方式が主だと思います。

自己建設の場合は資金準備、建物建設、管理、運営などすべてを自分で行う方式です。この場合収入は全て土地所有者のものとなります。

事業受託の場合は土地活用を開発業者に委託して行う方式です。この場合収入から委託手数料を差引いた分が土地所有者のものとなります。

Q) 返還後にまちづくりを行った場合、人口の増加も考えられる。そのため、今から人口増加を見越した計画づくりや公共用地の取得を行う必要があると思う。また、土地を国や県、市などに売却する場合に、税制などで優遇されれば、公共用地の確保を支援しやすいと思うが。

那覇新都心の大規模跡地開発が遅れた原因はいくつかありますが、その中に、公共用地取得の遅れという問題があげられます。用地取得は早めに行っていく必要があるため、予算の許す範囲で市は買収を始めていますが、用地取得には国や県の補助がないので短期間に多くの土地を買収するのは困難な面もあります。

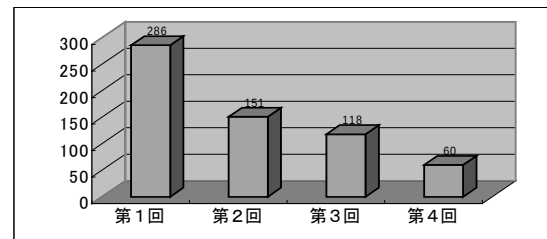
また、土地を市に売却した場合、譲渡所得の特別控除額は 1,500 万円となっています。

Q) 都市マスタープランについては、現段階でもう少し説明できる状況になっていないと時期的に問題なのではないか。途中段階であっても口頭ではなく、資料を準備して地権者や市民に示すべきだと思う。

現在、アンケート調査やワークショップを通じた市民等の意向を踏まえ、策定委員会等において検討を進めている段階であり、作業的にもう少し進んでから、詳しい説明ができると思います。今後は、地権者や市民に検討内容を提示できるよう、担当部署と調整していきたいと思っています。

平成 14 年度地権者懇談会の状況

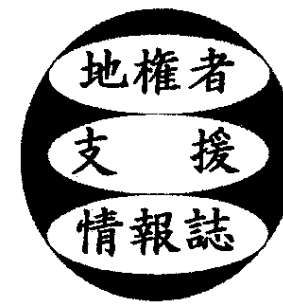
	開催期間	参加者
第 1 回	平成 14 年 5 月 13 日～27 日	286 名
第 2 回	平成 14 年 9 月 17 日～24 日	151 名
第 3 回	平成 14 年 11 月 26 日～29 日	118 名
第 4 回	平成 15 年 2 月 7 日～8 日	60 名



平成 14 年度は 4 回にわたり地権者懇談会を開催しましたが、初回をピークに参加者数は減少の傾向にあります。今年度も昨年度同様、地権者懇談会を開催しますので、皆さんの積極的な参加をお待ちしております。

普天間飛行場のまちづくりをみんなで考えましょう！

次の世代を担う若い世代を交えて、地権者の将来の生活・市の将来を真剣に考えましょう！



ふ る さ と



調査期間 平成 15 年 6 月 16 日～6 月 25 日

調査対象者 普天間飛行場軍用地主全員

配布・回収 郵送にて行います。(調査期間中の返送をお願いいたします)

*調査票は 6 月 17 日頃、皆さんのお手元へ郵送させていただきます。



私は、普天間飛行場を取り巻く本市の市民生活や都市活動が、きびしい状況に置かれている現状を一日でも早く是正するため市長に就任し、改めて普天間飛行場を含む本市の基地問題の解決促進に決意を新たに致しました。

普天間飛行場は、SACO 合意で予定された 5 年ないし 7 年以内の返還は実現しませんでした。市としては、市民が置かれたきびしい状況を、できるだけ早期に是正するために普天間飛行場の 5 年以内の返還実現を目指すとともに円滑な跡地利用に

向けて万全の体制で取り組んで行くことにしています。

そのためには、返還後の跡地利用に対する地権者の方々の不安をなくし、市民や地権者の意向を反映した跡地利用計画をどのように策定していくかが、何よりも重要であると考えています。

その観点から、今後、跡地利用に関し、地権者の皆さんの合意をどのようにまとめていくかが課題です。本年度は、「地権者個別意向把握調査」の実施を予定しておりますので地権者の皆様方のご協力をお願い致します。

この「情報誌ふるさと」は跡地利用に関する情報を地権者の皆様方と共有し、跡地開発が円滑に行なわれることを目的として発刊しております。これまで第 5 号が発刊され情報交換等に役立てております。今後とも本誌をご活用戴き、ご協力を賜りますようよろしくお願い致します。

発行 / 宜野湾市役所 基地政策部 基地渉外課

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1 Tel. 098-893-4411 (内線 310)

ホームページアドレス <http://www.city.ginowan.okinawa.jp>

普天間飛行場跡地利用及び合意形成の円滑化に向けた取り組み状況

地権者個別意向把握調査を実施します。

普天間飛行場の跡地利用に関しては、過去にも地権者を対象としたアンケート調査を実施しましたが、今回の調査は、現在策定中の「宜野湾市都市マスタープラン」や、今後策定する「跡地利用基本方針」等の計画づくりにあたって、皆さんの意向を反映するための非常に重要な調査となります。

そのため、今回の調査では、普天間飛行場返還後における地権者の土地活用に対する思いや、土地活用を行う上での支援策、整備の進め方に関する考え、今後の街づくりへの参画意向等をお聞きし、「宜野湾市都市マスタープラン」、「跡地利用基本方針」等への地権者意向の反映や、合意形成活動の円滑化を図っていきたく考えています。

上記主旨をご理解の上、調査にご協力下さいますようお願い申し上げます。

計 画 策 定 の 流 れ

宜野湾市都市マスタープラン

普天間飛行場返還後の跡地を含めた宜野湾市全体の将来像（土地利用、道路等に関する大枠での方向性）を示すものであり、宜野湾市では平成 15 年度末の策定を目途に、現在作業を進めています。

跡地利用基本方針

跡地利用計画の基礎となる、跡地利用の基本的な方針を示すものであり、今年度より県・市共同で策定する予定です

跡地利用計画

反映

反映

反映

地権者個別意向把握調査（ 1 ）

地権者個別意向把握調査（ 2 ）

第 3 回合意形成推進委員会を開催しました。

去る 3 月 10 日、平成 14 年度第 3 回合意形成推進委員会を開催しました。委員会では、平成 14 年度に実施した各取り組みについて、その評価・検証が行われるとともに、今後の望ましい取り組みのあり方について検討が行われました。また、今年度（平成 15 年度）の取り組みとして、以下の内容を実施することが確認されました。各取り組みの詳細は、宜野湾市基地渉外課までお問い合わせください。

【平成 15 年度取り組みプログラム】

- 地権者個別意向把握調査 ■ 地権者懇談会 ■ 情報誌「ふるさと」の発行 ■ 各種団体懇談会
- 地域別懇談会 ■ 広報誌による PR ■ 若手地権者懇談会 ■ 総合学習の展開に向けた取り組み
- まちづくり気運の醸成・ムードづくりに向けたイベントの実施 ■ 地権者意向データベース化

第 2 回若手地権者の懇談会を開催しました。

去る 2 月 21 日、各字 1 名、計 13 名の若手代表者を対象とした第 2 回若手地権者懇談会を開催しました。

懇談会では、普天間飛行場の概況（普天間飛行場の位置、面積、地権者の状況、これまでの経緯、跡地対策準備協議会の内容）についての説明を行うとともに、「次年度以降、何をテーマに活動していくか」について意見交換を行い、勉強会形式で活動を進めることとなりました。

また、スクリーンを使って「普天間街並み再現ビデオ」の上映も行いました。



各種団体懇談会を開催しました。

去る 3 月 5 日、市内 33 団体を対象に各種団体懇談会を開催し、普天間飛行場に関する取り組み状況の報告や意見交換を行いました。懇談会当日は以下の 15 団体の参加がありました。

【参加団体】

青年会議所、農業協同組合、PTA 連合会、野嵩 1 区自治会、野嵩 2 区自治会、普天間 1 区自治会、普天間 3 区自治会、新城自治会、大謝名自治会、嘉数自治会、真栄原自治会、我如古自治会、中原自治会、青少年健全育成協議会、文化協会

引き続き、飛行場内の土地所在地をお知らせします。

昨年度に実施した懇談会等において、地権者から「自分の土地所在地（飛行場内）が分からないので示してほしい」といった意見が数多く挙げられたことを受け、市では、以下のような地番閲覧用パネルを各字ごとに作成し、希望者に対して土地所在地のお知らせを行いました。

今後もこの取り組みは継続して行っていきたく考えており、「情報提供窓口」までおこし頂ければ閲覧可能となっておりますので、ぜひご自身の土地所在地を確認していただければと思います。

【情報提供窓口】宜野湾市役所 3 階 基地政策部

月曜日～金曜日（祝日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時（正午～午後 1 時を除く）

